

【専門医】認定に関する FAQ

<申請方法について>

Q1 専門医試験は旧制度でも新制度でも申請できますか？

A1 旧制度は 2016 年度で終了いたしましたので、新制度で申請ください。

申請書受理後、専門医審査委員会において書類審査を行い、書類審査合格者は筆記試験を受験していただきます。申請資格がないと自己判断せず、できるだけ多くの実績を記載いただき、申請書を提出してください。詳細については学会 HP および会員専用ページをご参照ください。

Q2 私は集中治療専門医研修施設での勤務経験がありませんが、集中治療専門医を取得したいと思っています。申請する方法はありますか？

A2 集中治療専門医研修施設で 1 年以上の勤務、そのうち 12 週連続して専従することが要件です。要件を満たすよう勤務の調整をお願いいたします。

<他の専門医資格について>

Q3 新制度の細則における「指定する学会の専門医資格を有すること」について、旧細則には含まれていた日本内科学会の内科認定医はどのような扱いになりますか？

A3 新制度においては、内科認定医は対象となりません。

内科認定医しかお持ちでない方は、新細則別表 1 に定める学会の専門医資格を取得のうえ、新制度での申請をお願いいたします。

Q4 新細則別表 1 に指定された学会以外の専門医では、新制度での受験はできないのでしょうか？

A4 同表 1 の⑬にある様に、審議によりその他の専門医資格での受験が認められる場合がありますので、学会事務局までお問い合わせください。

<勤務証明書について>

Q5 救命救急センター勤務で初期診療から ICU までを診ていますが、専従として勤務証明書に記載してよいでしょうか。

A5 重症患者の初期診療から ICU までを一貫して診ているのであれば専従として構いません。ただし、ICU に入室しない軽度の患者診療であれば、認定施設での ICU 業務とは認められません。その場合は兼任としてください。

<業績目録について>

Q6 業績（論文）について質問です。病院の紀要や、企業の雑誌等に掲載されたものは認められますか？

A6 病院内紀要および企業 PR 誌（商業誌）は認められません。また、「How-to 本」の類も認められません。

Q7 新制度の細則における業績目録で、「著書」とありますが、〇〇出版の××という本は認められますか？

A7 業績目録の内容については専門医審査委員会での判断となりますので、事前の個別の質問にはお答えしかねます。従いまして、業績目録は規定の数より多めに記載される事をお勧めいたします。

Q8 現在投稿中の論文があり、採択通知が届くのが申請年の 4 月頃になります。申請書締切日に間に合えば、通知が届き次第、この論文を業績目録に記載して申請しても良いですか？

A8 申請手引きにも記載しておりますが、申請資格の年限は『申請年 3 月 31 日までに申請資格を満たす者』となっております。

従いまして、採択通知が申請年 3 月 31 日までにあれば記載可能です。採択通知と最終原稿のコピーを提出してください。

Q9 新制度における細則第 7 条 2 に、『集中治療に関する内容であり、申請者が筆頭者として発表したもの 1 題を含む 2 題以上を記載する。なお、そのうち 1 題以上は日本集中治療医学会学術集会において発表したものとする。学術集会発表証明は

学術集会抄録をもって行う。』とありますが、筆頭者としての演題は日本集中治療医学会以外の学会でも良いということですか？

A9 ご質問のとおり他学会での筆頭演題でも結構です。新制度の場合、以下の[a][b]双方が成り立ちます。

[a] 申請者が筆頭演者の1題（集中治療医学会学術集会）＋ 申請者が共同演者の1題（他の学会）

[b] 申請者が筆頭演者の1題（他の学会）＋ 申請者が共同演者の1題（集中治療医学会学術集会）

Q10 出席証明書を紛失したので、発表抄録を代わりに出せば認められますか。

A10 抄録は発表予定の内容ですので、出席証明書の代用としてはお認めできません。出席証明書の紛失にはお気を付けてください。

<診療実績表について>

Q11 新制度専門医申請書の中の、診療実績表について質問です。現在は研修施設で勤務していますが、過去に研修施設外で経験・実施等した項目についても、記載して良いのでしょうか？またその際、指導医および専門医の記名・押印はどのようにすれば良いのでしょうか？

A11 過去において研修施設外で経験・実施等した項目についても、記載して構いません。その際、当該施設の当時の指導者の証明を頂き、その後現在の研修施設において専門医の証明を頂くようにしてください。

実施項目、疾患項目の経験について、原則、日本集中治療医学会が認定する研修施設内で経験した疾患を優先して記載してください。研修施設外のみの実績は認められません。

Q12 過去に研修施設で勤務した経験がありますが、当時の実績だけでは規定数を満たせそうにありません。現在は研修施設外のICUで勤務していますが、現在自分でできる項目や経験を記載しても良いですか？

A12 研修施設の専門医の証明が必要なため、現在勤務している施設において経験した項目については、記載することができません。

Q13 過去に研修施設で十分な実績があるのですが、現在集中治療医として勤務している病院は研修施設ではありません。この場合、申請は可能でしょうか。

A13 申請可能です。研修を受けた施設の専門医の押印が必要です。

<申請書について>

Q14 ホームページで専門医の申請書をダウンロードしたところ、履歴書しかありませんでした。他の様式はまだ掲載されていないだけなのでしょうか？

A14 会員専用ページで「2017年度集中治療専門医申請書（新）」をダウンロードしていただきますと、エクセルファイルの各シートに申請書がございます。履歴書は1シート目ですので、2シート目以降も併せてご確認ください。

また、他の要綱については、会員専用ページの申請書と同じ場所に以下のとおり掲載しておりますので、こちらをご参照ください。

- ・集中治療専門医制度_新規則
- ・集中治療専門医制度_新細則
- ・2017年度集中治療専門医申請書（新）
- ・診療実績表記載要領
- ・専門医申請の手引き（新制度）

以上が手続きに関する全ての情報となっておりますが、ご不明な点等ありましたら、事務局（jimu@jsicm.org）へお尋ねください。

Q15 申請書を印刷したところ、一部2ページにまたがって印刷されてしまいました。これでも大丈夫ですか？

A15 必ずA4 1枚に1ページが収まるよう、適宜縮小して印刷してください。その際、申請書の文字が小さくて読みにくいことのないようお願いいたします。

また、1ページで記載しきれない場合は、適宜シートを追加しても結構です。

【研修施設】認定に関する FAQ

Q1 細則第 10 章第 12 条に” X. 過去 1 年間の症例数と、そのうち重症 30 例の治療概略の一覧表” とあります。昨年 ICU を開設したばかりで、過去 1 年間の症例数は過去 8 ヶ月分となります。それでも申請可能でしょうか？

A1 過去 1 年間の症例数は必須です。1 年間の症例を鑑みて、研修施設になりえると判断されましたら、ぜひ申請をお願いいたします。来年度の申請をお待ちしております。

Q2 専門医規則第 8 章 16 条では、「2.厚生労働省の特定集中治療室管理の施設基準(保険局長通知保発第 8 号、以下「厚生労働省施設基準」と略す)、またこれお同等以上の基準を満たしていること」とありますが、具体的な基準はありますか？

A2 「特定集中治療室管理料 1～4」「救命救急入院料 2・4」「小児特定集中治療室管理料」を指します。

Q3 専門医研修施設において、専門医が交代でシフト勤務することは専従といえますか？

A3 柱となる専門医の専従が必要です。そのため、シフト勤務は専従とはいえません。集中治療室専従医一人以上の体制の構築をお願いいたします。